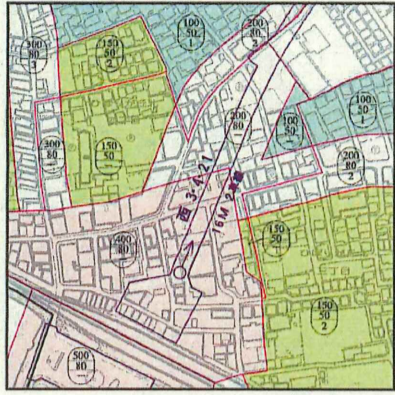


西東京都市計画図

埼玉県
新座市

ひばりヶ丘駅北口周辺拡大図



東久留米市

練馬区

小平市

武蔵野市

小金井市

凡例

：建築基準法第22条に基づく
屋根の構造制限区域（22条区域）

凡例	
	都市計画道路
	高度利用地区

	容積率
	建ぺい率
	高度地区

〔注〕本図に示す都市施設、地域地区などの境界はその概略を示すもので、詳細については西東京市都市整備部に備え置く指定図書をご覧ください。
〔注〕带状に道路両側に指定されている用途は、原則として道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「30m」の表示があります。

用途地域等		日影規制				用途地域等		日影規制													
表示	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	防火・高さの制限	日影が規制される建築物	規制される日影時間		表示	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	防火・高さの制限	日影が規制される建築物	規制される日影時間							
						測定水平面(平均地盤面)からの高さ	規制される範囲(敷地境界線からの水平距離)							測定水平面(平均地盤面)からの高さ	規制される範囲(敷地境界線からの水平距離)						
第1種低層住居専用地域	30 60	30	60	第1種	軒高が7mをこえる建築物又は地上3層以上の建築物	1.5m	3時間以上	2時間以上	第1種住居地域	60	200	第2種	高さ10mをこえる建築物	4.0m	4時間以上	2.5時間以上					
	40 80	40	80	第1種			5mをこえる範囲	10mをこえる範囲		5時間以上	3時間以上	60			300	第3種	5時間以上	3時間以上			
	50 100	50	100	第1種			4時間以上	2.5時間以上		60	200	第2種準防火			4時間以上	2.5時間以上	60	200	第2種準防火	4時間以上	2.5時間以上
	50 100	50	100	第1種準防火			4時間以上	2.5時間以上		5時間以上	3時間以上	80			200	第2種	5時間以上	3時間以上			
第2種低層住居専用地域	50 100	50	100	第1種準防火	高さ10mをこえる建築物	1.5m	4時間以上	2.5時間以上	近隣商業地域	80	200	第2種	規制対象外	規制対象外							
	50 100	50	100	第1種			4時間以上	2.5時間以上		80	300	第3種		ただし、高さ10mをこえる建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。							
	50 150	50	150	第2種			4時間以上	2.5時間以上		80	400	第1種									
	50 150	50	150	第2種準防火			4時間以上	2.5時間以上		80	200	第2種準防火									
第1種中高層住居専用地域	30 100	30	100	第1種	高さ10mをこえる建築物	4.0m	3時間以上	2時間以上	商業地域	80	200	第2種準防火	規制対象外	規制対象外							
	50 150	50	150	第2種			3時間以上	2時間以上		80	300	第1種									
	50 100	50	100	第1種			3時間以上	2時間以上		80	400	第1種									
	60 200	60	200	第2種			3時間以上	2時間以上		80	500	第1種									
第2種中高層住居専用地域	50 150	50	150	第1種	高さ10mをこえる建築物	4.0m	3時間以上	2時間以上	準工業地域	60	200	第2種	高さ10mをこえる建築物	4.0m	4時間以上	2.5時間以上					
	50 100	50	100	第2種			4時間以上	2.5時間以上		60	300	第3種			5時間以上	3時間以上					
	60 200	60	200	第2種			4時間以上	2.5時間以上		60	200	第2種準防火			規制対象外						
	60 200	60	200	第3種			4時間以上	2.5時間以上		60	200	第2種準防火			規制対象外						